令和2年白老町議会議会運営委員会会議録

令和2年 8月21日(金曜日)

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時53分

〇会議に付した事件

協議事項

1. 第5次議会改革について

〇出席委員(6名)

委員長 小西秀延君 副委員長 長谷川 かおり 君

委員森哲也君委員前田博之君

委員 吉谷一孝君 委員 及川 保君

副議長 氏家裕治君 議 長 松田謙吾君

〇欠席委員(なし)

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 髙橋裕明君

主 査 小野寺 修 男 君

◎開会の宣告

〇委員長(小西秀延君) ただいまより議会運営委員会を開催いたします。

(午前10時00分)

○委員長(小西秀延君) 本日の協議事項ですが、1番目、全員協議会の開催について、2番目、 第5次議会改革の検討について、3番目としてその他でございます。

それでは、まず1番目の全員協議会の開催について高橋局長から説明をお願いいたします。 高橋事務局長。

○事務局長(高橋裕明君) 全員協議会についてですが、8月26日、来週ですけれども前回に交付金関係で行うということが既にありまして、今回、追加で1件要請がありました。それは今日の配布資料の別添についていますけれども、旧バイオマス燃料化施設設備の取り扱いについてということで26日の追加で出ておりますので、そのように実施してよろしいかどうかの協議をお願いいたします。

〇委員長(小西秀延君) ただいま局長から説明がございましたが、全員協議会、旧バイオマス燃料化施設の取り扱いということで追加の全員協議会の開催になるということでございます。これについて、質疑等ございます方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇委員長(小西秀延君) 質疑はないようでございますので、こちらはお受けするということでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長(小西秀延君) それでは追加で26日に開催させていただきたいと思います。

次に2番目、第5次議会改革の検討について、こちらは事前に資料を郵送させていただいておりましたが、改めて局長から説明をお願いいたします。

高橋事務局長。

○事務局長(高橋裕明君) まず、議事機能の強化ということで、前回までも検討を進めてまいりましたけれども、その中で事例等を示していただいたほうが分かりやすいということで、資料としては宝塚市議会の事例になりますけれども3本ほど送らせていただいております。そのほかに議員間討議の流れということで、いろんなパターンがありますのでそれについての資料があります。最初に参考資料ということで、前回まで自治基本条例と会議規則だけでしたけれども運営基準も抜粋して載せておりますので、これが白老町議会における自由討議の定めているところということでご理解願います。

資料1の宝塚市議会の自由討議の事例ですけれども、これは総務常任委員会のところからありますが、ずっとコピーしたのですが4ページ目のやや下段に、それでは委員会の自由討議にかえますということで自由討議に入っている事例です。内容は人事院勧告の議会の部分の適用についての議論がなされているところです。いうなれば、うちでも委員会で暫時休憩して自由に意見を言うというパターンになるかと思います。そして、自由討議をしていって13ページになりますけれども、下

段にそれでは質疑に戻りますということで質疑の補足をして、15ページの上段にこれより討論に入ります、下段にこれより採決を行いますという規定の順番で行っていると。

次の事例は定例会の総務常任委員会の報告というものの抜粋ですけれども、常任委員会の報告で一応報告の中に内容と一番最後に自由討議では、今後の都市計画税の充当対象事業について意見を交わされましたということで、報告にも自由討議の内容を簡潔にですけれども載せている事例ですし、次の事例は宝塚タウンホール仮称の建設を求める請願についての審査内容で、下段に自由討議では財政が厳しい云々かんぬんということの意見がありましたという内容を議事録にも載せているということであります。

そして、資料1-2につきましては、田原市議会の例をとっていますけれども、議員間討議の流 れ。ここの議会では会議を暫時休憩中に協議会、懇談会として自由討議を行うというパターンの例 であります。同じ田原市議会の資料の中から抜粋したのですが、いろいろ検討して検討結果をまと めているのですが、事例とかでお示ししたように、いろんなパターンが議員間討議にはあって方法 1から5まで田原市議会ではまとめております。方法1については、質疑の時間帯に議事を止めて 暫時休憩で行うというパターン、方法2は質疑の途中に議事を止めないで、そのまま議員間討議に 入るというパターン、3番目に質疑の時間等は区別して議長、委員長の判断又は議員の動議等によ って議事を止めて議員間討議の場を設定して行うというパターン、4番目に質疑の時間とは区別し て議長、委員長の判断又は議員の動議等により、議事を止めずに自由討議を行うパターン、5番目 に討論の時間帯に議員同士で賛否を巡って相互に質問、反論をする議員間討議を行うという5パタ ーンが示されておりまして、現在の白老町の規定によれば、会議中にそのまま討議を行えるという 規定になっております。それは、公開の原則とか討議過程の継続などが理由としてあるように思え ます。今のところは発言時間とか回数の制限もしないというのが原則になっております。場合によ って、議長、委員長の権限で制限して行うということはできることになっておりますが、この辺の 事例と勘案して検討をいただきたいと考えております。自由討議については、このような説明で終 わらせていただきます。

○委員長(小西秀延君) ただいま高橋局長から説明をいただきましたが、事例等を挙げていただきまして議員間討議についての中身をもう少し詳しく知りたいということで挙げていただきましたが、これに関しまして何か質問等ございますでしょうか。

及川委員。

○委員(及川 保君) 最後に宝塚市議会の事例を見させていただいてきたのだけれど、どういう 状況の中で進めるのか。最後の資料の田原市議会の状況であれば何となくつかめるのです。パター ンが5つあるのだけれど。こういうパターンをきちんと決めておかないとまずいのだろうといたも のだから、この事例を示されてそれなりに納得はしました。非常にいいなと、ここまで突き詰めて、 こういう状況の中で進めるということであれば私はいい状況だと。どういった状況の中で例えば議 長、委員長が自由討議に入るのか、それが今いちつかめなかったものだから。最後に配った資料で 納得はしたのですけれども。

○委員長(小西秀延君) ほかに事例等で施行の実施の方法というのも今日追加になりましたけれ ども、その辺に関してのご質問等はありませんでしょうか。 氏家副議長。

- ○副議長(氏家裕治君) 確認だけしたいのですけれども。施行の実施方法の中の方法3とあります。議事を止めて自由討議の場を設定して行うとあるのだけれども、議事を止めてということは、質疑の時間帯の中で暫時休憩いたしますという形の中で進めていくことになるのか。その辺の確認だけさせてもらいます。暫時休憩中の中でやられるとすれば、これは議事録には載らない話です。この辺がどういう取り扱いになるのか確認しておきたいと思います。
- 〇委員長(小西秀延君) 高橋事務局長。
- ○事務局長(高橋裕明君) 全国見れば、いろんなパターンが出てくるのですが多分、議事を止めて協議会とか懇談会に移ってやるというのは自由討議を本会議の中で設定していない議会だと思います。それは、いかようにでも変えられるのですけれども、うちの規定の中では会議規則で自由討議を行うことができるという規定をもっていますので、そのまま本会議中に自由討議に移れるという今のところはそういう解釈ができるのです。
- 〇委員長(小西秀延君) 氏家副議長。
- **○副議長(氏家裕治君)** 氏家です。ということは、うちの今の規定の中では自由討議を行えるということになっているから、議事を止めなくてもそのままの流れの中で自由討議を行えるということで理解していいのですね。
- 〇委員長(小西秀延君) 高橋事務局長。
- **○事務局長(高橋裕明君)** 今言われたとおりだと思います。なおかつ、自由討議は議事録に残る ということが公開の原則を重視しているところだと理解できると思います。
- **○委員長(小西秀延君)** 4番の施行の中でいうと、方法2が今のところうちには適しているという理解でよろしいのでしょうか。

高橋事務局長。

- ○事務局長(高橋裕明君) 2とか4ですね。
- ○委員長(小西秀延君) ほかに質問等ございますでしょうか。
 及川委員。
- **〇委員(及川 保君)** となれば、そのまま質疑の途中でできるのです。できるのだけれど、自由 討議に入るという区切りがよく分からないのですが。
- 〇委員長(小西秀延君) 高橋事務局長。
- **〇事務局長(高橋裕明君)** 参考資料を御覧いただきたいのですが、うちのルールです。その中に 運営基準のところの10項目め、自由討議は、質疑終結後、動議があったとき又は議長が必要と認め たときは、会議に諮って自由討議を行うことができると規定しておりますので、まず質疑を全部終わらせて、そこで自由討議に入ってほしいという動議、もしくは議長、委員長が自由討議が必要だ という案件を認めたときに会議に諮って自由討議に入っていいですかと諮って自由討議に入るというパターンになっております。
- 〇委員長(小西秀延君) 前田委員。
- **○委員(前田博之君)** 自由討議の議案提案書を出すのです。一回、動議を出しますと言って、提案書を出して議会運営委員会にかけてからやるということですか。流れとすれば、その辺の手続き

の問題を整理していかないと、みんな混乱ているのだ。

- 〇委員長(小西秀延君) 高橋事務局長。
- ○事務局長(高橋裕明君) 前田委員言われたのは、資料2-3です。これは一応、いろんなところの案をまとめて案として策定したものですけれども、今後これはいかようにもなります。これに拘束されるものは何にもないのですけれども、動議が例えば議会内での意思決定をする動議については、紙ベースでなくてもいいと、団体意思決定の動議を出す場合は事前に紙で提出するとなっているのです。例えば、予算の変更とか組換えだとかというのは事前に用紙で出して動議をする。自由討議をしてくれという議会内の例えば休憩を取ってくれという動議は用紙によらないです。それを基にして、一番最後に付いている提案書というのは入るか入らないかも今後、協議して決めていただきたいと思います。事前に分かったほうがいいというのであったら、こういうものを用意しないといけないということになると思います。
- ○委員長(小西秀延君) 今は①の自由討議の活発化、仕組みというところで、自由討議の事例についてやっているのですが、実施要項のほうではかなり深く議論しなければならないと思っておりますので、後ほどまた別段でやりたいと思います。自由討議の事例等でまだ分からない点などがありましたら。

前田委員。

〇委員(前田博之君) 基本的な部分があると思うのです。一般質問は別です。議案、提案された りしたら質疑があります。質疑の後に当然、討論もできます。質疑の中で政策であれば議論して、 これはおかしいからこうしたほうがいいのではないかというのがあります。私たちは、このとおり でいいという人は質問しないです。そういう流れの中で、質問した人が皆さん意見もないから自由 討議にしてくれといって成り立つのかどうかという問題もあるし、討論という制度もあります。討 論の中でも議論されてもいいと思うのです。反対、賛成を取るだけで。今のところ、うちは前例と してはないのだけれども。そういう部分がもっと活性化、活発化する必要があって、それが本来の 議会の姿だと思うのだけれども。そこをおろそかにしておいて、自由討議をして誰かが言った、本 当に討議できるのだろうか。その辺をきちんと質疑はこうだと、討論はこうだと、だからできるの だという前提に十分理解した上で、だから自由討議といかないと、前段の本来が話題に渡り合えた ものが、きちんとできているのかどうか。その前提で自由討議にいくのではないかと思うのですが。 事例から見ると、一ついえば人事委員会のこういう部分が自由討議になってしまっているのだけれ ども。その前に条例が出たときに制度自身が十分に理解した上で質問していると思うのです。それ がなくても自分は理解しているし、みんな意見がないから討議してくれという形になるのかどうか。 形骸化してしまうのかどうかと思うのですけれども。その辺をきちんと整理して議論していかない と、ただ自由討議がいいからどうだということになるのかどうかと思うのですけれども。今までの 皆さんも十分の全ての議会等を見て分かっているから、どうなのかと思って問題を投げかけたので す。議長も本質的な一般質問を大いに議論して活性化すべきだと、そういうところから始まるので はないかと前に言っていたので、そういうのも含めてどうなのかと思うのだけれども。意見として お聞きしたいと思います。

〇委員長(小西秀延君) 前田委員のおっしゃることは私も十分にそう思うところがありました。

宝塚市議会の内容を読ませていただくと、討議がされるということを十分に承知をしていて、ある程度皆さん資料もそろえて、その上で討議になっているのです。それから発言になっている。十分に内容が先に分かっていてやっているのが理解できます。その辺の感覚というのは、局長のほうではいかがでしょうか。

高橋事務局長。

- ○事務局長(高橋裕明君) 内容ではなくて最近、議員間討議に関する文献がいっぱい出ているのですけれども、それを読むと従来の議会の進め方として、質疑これは執行部との質疑、討論はそれぞれ案件について賛成か反対かで意見を言う一方通行なのです。ただし文献によると議会というのは議員全体の合意形成で結論がなされる機関ですと、その合意形成がなされる前に議員間でどういう考えなのか、どういう考え方でこの件についてはどう考えるかというのを明らかにして、最後に賛否を問うということが合議制機関としての在り方ではないかというのが出ているのです。ただし、前田委員がおっしゃったように討論でできるのではないかというのは、できると思います。ただ、今の従来のやり方だと一方通行で賛成意見を言ったり、反対意見を言ったりするだけなので、その前にもう少し柔らかい形で議員間の意見交換というのをやるというのが、最近の流れになっていると事務局では理解しています。
- 〇委員長(小西秀延君) 氏家副議長。
- ○副議長(氏家裕治君) 氏家です。私は前田委員が言われたことが、すっきり落ちたというか、様々な議案に対して各議員から質疑が行政に向かってされる、思いの中ではそれは違うだろうなと、それに対して行政も答えるわけですから。それは違うだろうと思っている自分もいるわけです。そういったところで、ちょっと待てとこれはこのまま進めても駄目だということで、例えば議員の中で今の質問について聞きたいのだけれども、これはどういうことという話もできないと、一方通行になってしまいます。例えば、議員が行政に対して質問をする、それは違うと私はこう思っていると、本当に行政はこれでいいのかという話を行政とやりとりしても仕方のないことになってしまうから、議員の中で趣旨や思いを質問に対しての深まりみたいなもの持ったほうがいいのだろうと、すっきり落ちるのです。その後に例えば賛成、反対の討論があると思うのだけれども。そういった意味で捉えると自由討議とは本当に必要なことなのだろうと私は思うのです。その流れをもっていくやり方だとか、どう収めていくのかというのは今後、一つの規定の中で決めていかないといけないのかもしれないけれども。試行錯誤かもしれないけれども、そういう形の中で1回やってみて、各議員の例えばいろんな資質だとかよく言われる部分に関わってくるかもしれないけれども、1回やってみてもいいかと思うのです。実際にやれるということになっているので。
- **〇委員長(小西秀延君)** これについて、ほかの方もご意見ありましたら挙手の上どうぞ。 吉谷委員。
- ○委員(吉谷一孝) 吉谷です。形、仕組みというのはいろいろ出てきた中で理解はしているところなのですが、私が思いの中では単純に自分の考え方、思いとは違うから討論してくれという趣旨で動議が上がった場合、それについて急に動議で自分の思いを分かってくれと言われても、願意が何なのかというのは分かるかもしれないのですけれども、討論する中身なのかどうなのかというところを判断できないで、単純に自由討議に入ってしまうというのはどうなのかと。動議を上げて討

論してくれと言ったけれども、誰もそれに対してその案件によっては意見が出てこないということになる可能性も出てくるのかと。議会全体で意思をある程度、統一して、こういう思いだから皆さん理解してください、分かってくださいという中で、その中で意見が交わされて出てくるというのは望ましい形だと思うのですけれども。そうではなくて、一方的にこうしたいからそのことについて討論させてくれと言われても、どう討論していいか分からない、討論にならなかったということも想定されるのではないかと。先ほどの事前に申請があってする討論であれば、お互いに準備ができるのでよろしいかと思うのですけれども、突然上がる討論の申し出については、どう諮っていくべきなのかというのは決めておく必要があるかと私は考えていたのですけれども。

- 〇委員長(小西秀延君) 高橋事務局長。
- **○事務局長(高橋裕明君)** もう少し手続きについて具体的にお話ししますけれども、例えば何か質疑をしていて終わったときに自由討議をしてくださいみたいな動議が出たときに、規定にはまず会議に諮って動議がとおるかとおらないかを1回ワンクッションあるのです。本当に大多数が必要ないと思えば否決して自由討議を行わないということもできるので、そこは一つの分かれ道で多くの方が必要があると認めたときには可決されて自由討議に入るという仕組みになっています。
- **〇委員長(小西秀延君)** 皆さんから、ご意見あればどうぞ。 及川委員。
- **○委員(及川 保君)** 局長の説明だと、例えば動議として出されたときに賛成者がおれば、自由 討議に入れるのではないのですか。そういうことがあるから、一概にそれは言えないと私は思うの です。
- 〇委員長(小西秀延君) 高橋事務局長。
- **〇事務局長(高橋裕明君)** 及川委員がおっしゃられたのは自由討議をお願いしますという動議が出されたときに、賛成という声があったら動議が成立するのです。動議が成立して、今、成立した動議について会議に諮ってやるかやらないか決めるということです。決めることを諮ることが成立要件が賛成者一人なのです。 賛成者が一人で動議が成立しても、それをやるかやらないかは全体に諮らなければならないです。
- 〇委員長(小西秀延君) 前田委員。
- ○委員(前田博之君) 及川委員の話は非常に分岐点なのです。自由討議の動議を出すけれども、それは今言った形で収まるのだけれども。そこの時点で政治的な配慮が働く可能性があります。純粋にこの問題が必要かということです。会派の考え方に左右されてきます。こういう問題は二元代表制だから議院内閣制の権力と結びつきはないかもしれないけれども、それを前提にしてもそこで政治的な配慮が出る可能性もあるのです。多数決になると。本当に純粋な討論に入れるのかどうか。入る前提の段階になってくるのです。多数派工作みたいな。案件によっては。私は否定的な意見ではなくて、現実に今までの流れを見れば過去にも討議ではなくて、政策を通すかどうかというのもありました。そういう部分はあるので、本当に皆さん純粋に自由討議の議論していますけれども、そこの部分がすんなり入っていける政治土壌になれるのかどうか。私はそう思います。こういうことは出てきます。
- 〇委員長(小西秀延君) 氏家副議長。

○副議長(氏家裕治君) 私もあまり分からないで話しているかもしれないのだけれども。いずれにしても議会の公開の公開姿勢みたいなものの中で、議会の中で何を一人一人の議員がどういう思いで例えば議案に対して議論しているのかということを町民がそれを見ることができる議事録であれ何であれ。議会を傍聴に来ない方々も議事録の中で見ることができるということが私は大事なことだと思います。そのためにも一人一人の議員がこの問題に対して、やるやらないは別にしても、やると決めたら一人一人がしっかりとした考え方を持って、そこで議論するそういった私は柔軟的な場所だと思うのです。あまりコンクリートで固められた場所ではなくて。最終的には賛成、反対の討論の中で決着していくことになるかもしれないけれども、それに至るまでの議論をきちんと町民の目に触れさせることができる、私はこう言ったのだこう言ったのだではなくて、きちんとした議事録に残せるという一つのメリットはあると思うのです。そういったことも視野にいれながら、今後考えていければいいかと思って何点か述べさせていただきました。

〇委員長(小西秀延君) 松田議長。

〇議長(松田謙吾君) 私も今ずっと話を聞いていてもそうなのですが、例えば今回のコロナの補 正予算が4億4,000万円、第1次で3億何一千万円、今回1億4,000万円、それだけあるのに結果的 には行政側が全部決めたコロナ対策か何対策か分かりません。全部、枠の中にはまったものを1週 間か10日前に説明して、それを紐解いて議論するということは議会の中ではできないのです。だか ら、結局大まかに聞いて賛成か反対かしかないのです。だから、私は議案説明ではなくて、本来は 議案相談をしなければならないのです。議案相談というものは今、町民は何を思っていて町民に何 をしなければならないか。それから、議員の方々は今、町民のために何を思って何をしなければな らないのか、これだけの大きな国が町民のために使えとコロナのために使えと言った予算が、本当 にその目的に合った予算配分になっているのかというところが重要なことだと私は思うのです。そ れを何もしないで、いつの間にか時間がないからと枠の中を決めたものを1週間前に議会に出して 何を議論するのかと私はいつも行政に対してこう言っています。ですから、いろいろな氏家副議長 の言ったとおり町民のために何をするのだというところまで全然いかないのです。何に使われてい るかも理解できないまま賛否しているだけの話なのです。今回も私は昨日、第2次補正予算、1億 4,000万円聞いたけれど、何のための予算なのかコロナのための予算なのか、行政が今まで物忘れし たようにできなかったところの予算をつけてやっているのか全然分かりません。ですから、私はこ の議案説明の前に本来、議案の相談という、それを前田委員も言った会派に持ち帰ったり何なりし て、町民の思いをこういうものに宿したほうがいいのではないかと。重要なところにもっと必要な ところに分ける、議員間で相談をした、それを提案して、まとめてつくってもらうと素晴らしい、 その都度その都度の対策になると思うのだけれども。今の場合は何も1週間前に時間がなかったか らこう決めましたと、そうですかと議会の中でやる場もないです。正直言って、できません。先ほ ど言った、議員間からいろいろな意見が出てもなかなかそのとおりにならないと。大切なことは、 もう少し議員に何の目的の補正なのかということを相談する場が必要だと思っています。説明する 場ではなく相談する場。そうでなかったら、なかなか議会も町民のためにと言っても結果的には行 政の言ったとおりにしかならないのです。私はそう思っています。

〇委員長(小西秀延君) 一応、おっしゃるところは私も十分に分かります。議案になる前にとい

うことです。今回の自由討議というのは、議案になった後に討議するという形になっているものな ので。

前田委員。

〇委員(前田博之君) 議長、非常に我々の議員としての立ち居振る舞いという部分、前段の町民 のために何をするかという非常に原点の大事なことです。自由討議で今まで議論していますけれど も、賛成か反対かの事前の自由討議では困るのです。まちから上がってきたものが本当に町民にと っていいものであれば賛成だし、駄目であればどう直すかということが本来しなければいけないの です。そうすると、私が先ほど言った既成概念でしか言わないけれど、賛成、反対かのための自由 討議に入る前に今、松田議長も本質的なお話ありましたけれども、前に私言っていますけれども継 続審査とか前は時間がないからできない話をしたのだけれども、そういう部分で町民に寄り添った 政策に直せる可能性もあるのです。そういう、私たち議会に与えられた権限があるのに、それを飛 び越えて自由討議をして意見が分からないから賛成か反対のために議論しましょうというのではな くて、これも大事かもしれないけれども、その前に与えられたものを本当に自分たちは権限を使う のだという意思決定のほうが私は大事だと思っています。そこを、きちんと整理して自由討議をす るのならいいのだけれど、まぁまぁやっているうちに議論して結果的に討議したからいいかという のではなくて、松田議長も大事なこと言ったのだけれども、私も前段そういう意味も求めて言って いるのだけれども、自由討議を遅らせるという話ではなくて、否定している話ではなくて、本当に もっと大事なことがあるのかと私は思っているのです。自由討議をするのはいいのだけれど、それ のためには町民が本当にこれをいい政策にしてほしいということの議論に置き換えて政策を変えれ るかどうか、町が出した提案を変えれるぐらいの我々は意思を持ってやれるかということが、そこ が先ほど氏家副議長の言った、皆さん見ているというのだけれども。結果的に見ているけれども曖 昧にいくとフラストテーション溜まるだけです。町民からすれば。そこの部分の議論、もう少しし て与えられた権限を使いましょうという部分で、前にも言った本当に松田議長もおっしゃいました けれども、議案説明会でコロナで1億いくらと出てきたときにいいよではなくて、時間あるないで はなくて議会としても議論してくれと、我々としてコロナ対策どうする、ここを直したほうがいい というものを持って提案するとか、出されてそういうことではないというものを出されたら継続審 査にかけて権限を持って訂正して、よりよいものにするとかというものが逆にあると思うのです。 そこをもっと議会が与えられた権限を発揮するべき、町民に見せるべきだと私は思うのです。今ま では、そういうことがないから、それで終わったのかも分からないけれども。

〇委員長(小西秀延君) 松田議長。

○議長(松田謙吾君) 前回の32項目、補正予算がでたのだけれども、その前に議会で諮って少し 文句でたら、3つ、4つ下げてしまったのだ。これが今の行政の現実なのです。少し議会に言われ ると下げてしまって、当たり障りのない話に切り替えているのです。だから、結果的に議会の意見 というのは何も反映されていない。ただ、賛否を取っているだけの話です。私は、もう少し町民第 一に職員がつくった案が第一ではなく、町民第一の案を行政側はわからないと思います。一番詳し いのは何だかんだ言っても本当は町長であるべきなのだけれども、町長はあまりまちに出ていない のです。昔の町長というのは道路で懇談会をずっと開いたものです。1年に30回ぐらい。今の町長 は一度もしないでいるから一方的な町民の意見しか分からないわけです。もう少し町民の意見を聞く場を、それの一番下なら分かっているのは議員なのです。議員の意見をもう少し聞いて、修正のできる時間を取ってやる形にしないと、なかなか思いどおりの予算の使い方にはならないと思っています。

○委員長(小西秀延君) 松田議長がおっしゃった流れとは違うかとは思うのですが、宝塚市議会の議事録を読ませていただくと、予算の提案がなされてから委員会付託されています。委員会付託された後に委員会を開催して、これをまた本会議で報告するという形になっています。白老の議会の流れとは違う、これは補正予算だと思うのです。人事院勧告の期末手当ですから。補正も白老では予算等審査特別委員会のときは委員会付託しますけれども、補正予算は委員会付託しないと思うのです。ここはしているという。動議を上げてやることはできると思うのです。日程を会期を長くしてできるということもありますが、最初からシステムができていると理解をしました。そこからも考える必要があるのかどうか、皆さんからその辺も含めてご意見をいただきながら進めたいと思います。

及川委員。

○委員(及川 保君) 議長のおっしゃっる、全くそのとおりなのです。それは分かるのですけれども。 3次のコロナの補正予算が出されました。その中で例えばうちの会派の中で、一つの案件が事業がもう少し改善しないと、これだけは絶対に駄目だということで動議がたまたま一人出たのだけれど。そうなると、この予算を通さないという話になってしまう。この1件のおかげで。私はそれは駄目だと、改善できるのかという話にまでなったのです。我々の意見が町側に思いとどまらせれる、変えれるという状況がつくれるのかという話までしたのだけれども、結果的には今の状況の中ではもう厳しいということで下ろさせていただくことになったのだけれども。今回、自由討議というのはまだ確立されていない状況だったものだから下げたのだけれども。そういうことを考えると、議長が先ほどおっしゃった議会の意見が反映されない、賛成か反対だけの議会になってしまっているのです、今の状況は。この自由討議と別個にしないと。委員長、別に予算の補正も含めて予算の関係はきちんと体制をつくらないといけないのではないかと私は思うのです。自由討議とは別に。この辺りどうなのですか。

○委員長(小西秀延君) そういうところも議論をしなければならないと思うのですけれど。観点としては、前回の議会運営委員会でお配りした資料の中には、討議を巡って審議の充実化というのがあるのです。それと、もう1点で審議の効率化というのもあります。相反するものですけれども、そこを皆さんとお話ししていかなければならない、白老は平成30年には本会議は21日開かれています。平均ほかの町から見ると6日くらい長いのです。時間は白老町は審議に時間をかけているまちだということはありますけれども、それが効率的になっているのかという観点も出てくると思いますので、それを合わせた上で本会議がただ長ければいいというものではないと思いますし、これまで臨時会と言われていた会議は1日でずっとやってきています。それでも、白老は多いという、討議に委員会付託をかけて動議をやっていくとなると当然、本会議の日数も増えるということになりますので、その辺がいいかどうかという議論もになければならないかと考えますが、その辺もご意見あればお願いします。

松田議長。

- ○議長(松田謙吾君) 私が言っているのは全てではないです。重大なものです。前回の補正予算で教育委員会に1億円使っているのです。こういう大きな問題を1億円使っていいのかと。半分、高齢者のために使ったらどうだと、こういうことが大切だということで私は言っているのであって、300万円の話を議会に話するとかというのではなくて、大きな問題の話ですから。
- ○委員長(小西秀延君) 当然、全部が委員会付託になるといってると莫大な本会議の日数になりますから、皆さんからそういうご意見ももらいながらと思いますけれども。 前田委員。
- 〇委員(前田博之君) 議長の前段の話を受けてを委員長も先ほどいかに町民の意見を聞くかと、 及川委員の事例が上がりましたけれども、現実に一つの手法とすれば、あれは動議ではなくて先ほ ど松田議長もお話ありましたけれども、正式な定例会だから委員会付託によって継続審査をしてや る方法もあったのです。そうすると委員会になると自由に議論できます。そうすると今までの自由 討議の今まで議論した中で動議を出して、あなたの意見もう少し氏家副議長が言った話になるのも 一つの方法だけれども、もっと本当に政策を変える、どうするかといったら今言った議会で委員会 に付託してくださいと、自由に議論して議会としての政策を出したいというくらいの方法もあるの です。本来であれば、自由討議も委員長言ったように自由討議の定義とか中身は十分に分かりまし た。結果的にそこによって議会として、町民に寄り添った政策にできるかどうかが本来、終局はそ こです。その過程で議論しているから、自由討議も否定しませんけれども、実務として本当にどう だということならば今与えられている権限の中で手法があって大いに議論できるのです。そこも委 員長も言ったのだけれども、並行して議論していかないと、どちらかにいけば結果的に自由討議も 形骸化してしまうのです。そこを議員も心がけて決めないと駄目です。先ほど議長がお話ししたよ うに。これは町民のために変えないと駄目だ、皆さんが全賛成ではないけれども、やりましょうと いう意思にならないと。時間がないとか逆に自由討議のうちの案を見たら、結果的に2回までしか 駄目だとか、30分だとか本来、前から言っている我々が自由に議論しないと。道義的なものはあり ます。はじめから時間を決めてしまっています。自由討議さえもやる時間を統制してしまっている のに、本当に委員長が言った議会の時間的な日数も必要です。それを超えた中で法律的に町民に寄 り添った政策をどう実現するかということの議論を私はしないといけないと思うのです。飛び越え て自由討議にいくのではなくて。自由討議を否定しているわけではないです。もっと前にやること があるのではないかと。そこに戻って、自分たちの権限をどう高めるかということをしないと、自 由討議をしても結果的に形はつくるけれども意味がなくなると思います。
- 〇委員長(小西秀延君) 高橋事務局長。
- ○事務局長(高橋裕明君) 事務的なことだけの発言ですけれども、私も今、自由討議から広がっていったことを聞いていまして、事務局としては議会制度上、今言われたことは全てできると思っています。委員会付託もできるし、委員会付託といっても総務とか産業だけではなくて、特別委員会付託もできるのですから全員で協議するということも可能です。しかも、何日もおかないで今日の夕方から委員会を開いて決着をつけるといったら、そんなに日数もかからないです。それと、もう一つは今の白老のやり方のパターンとしては全員協議会をしています。これも委員会に説明する

のではなくて全議員にという配慮はあるのかもしれないですけれども、全員協議会の在り方は自治 法改訂で以前は任意の会議としてあったのですけれども、今は会議規則の中で正式な会議に変えた のです。そこから性質が変わって全員協議会では議案審議、要するに今までの任意の会議だったら 密室での事前審査はいけないということで止められていたのが、正式な会議で公開の場で協議する ことになってから、それはできることになったのです。そういうことを踏まえて、今の全員協議会 で議論できるのです。議会としての意見として申し上げて、以前は会議として正式な場ではなかっ たので言っても仕方ないとか、言っても事前審査になるとかということがあったけれども、それは 性質が変わったので、そこで議会としての意見を言う場として全員協議会があるので今、議長がお っしゃられたものを生かすのであれば、もっと全員協議会でやれると事務局では考えられます。

○委員長(小西秀延君) 議長がおっしゃられた議案になる前にというところも議論を広げると、 自由討議をどうするかという流れでやっていますので、そこまで広げると話が別に大きくなってきますので、今日は自由討議に限ってまずやって、今後どうやっていったら形になるのか、白老町はやることになっているのです。ただ、やる方法がまだ決まっていないとということで、できないという形になっておりますので、それをどうするかと。自由討議、今のところいらないのではないかといったら規定を変えないとならないのです。今まではできるということにしていますけれども、やる方法がないので。やるやらないも含めまして、自由討議をどうするかということを後半、皆さんと議論したいと思いますが、頭を切り替えるために一旦、休憩したいと思います。

暫時、休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○委員長(小西秀延君) 休憩を閉じて会議を再開いたします。

自由討議の事例の中で今まで議論を進めてまいりましたが、ほかに事例に関していかがでしょうか。煮詰めるところは大分理解をしていただけましたでしょうか。まだほかにあれば質疑を受付たい思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- ○委員長(小西秀延君) それでは2の実施要項の事例ということで、改めて説明をお願いします。 高橋事務局長。
- ○事務局長(高橋裕明君) 要綱の事例ということで、資料2−1というところを御覧ください。 2−1は笠岡市議会というところの実施要綱なのですが、趣旨はいいとして2条も普通のことなのですが、2条の2項、自由討議の場は本会議等とする。本会議等というのは本会議、常任委員会、全員協議会、特別委員会そういうところを全部示します。4項で議長、委員長は前項の議題をあらいじめ会議に諮り、自由討議にすべき政策課題を決定することができるという規程になっています。 3条の開始ですけれども、開始は本会議等においては議長等の発議又は委員の動議によりというのは、大体どこも共通していることです。発議する場合は趣旨、目的を明確に示すということです。 笠岡市議会は3項で自由討議は質疑の後、討論の前に行うと、自由討議後は質疑を行わないという規定があります。4項は説明員の退席、うちも原則退席してもらうということになっています。発

言者等は特別な定めはないです。 5 条の討議時間、これは自由討議は30分以内という規定がこの市 議会ではあります。特に変わった内容はございません。

次に資料2-2の新宮町議会ですが、ここは4条の方法は同じです。議員から自由討議を行う旨の表明があったとき、議長によるもの。ここの規定は、4条の2項、自由討議の発言は各議員2回までとするという規定がここではあります。特に特徴のあるところはほかにはないと思います。

それらを勘案してつくったのが、資料2-3で案ですが白老町ということで、この中では例えば5条に今言った自由討議の発言は2回までとするとか、そういうのを入れています。それから、第8条に討議時間30分以内というのも一応入れています。それから、様式をつくって自由討議の提案書で理由を明記するように設定しているというのが事例から取った様式であります。この内容については、いかようにでも変えられますので、その辺を検討いただきたいと思います。

○委員長(小西秀延君) ご説明いただきました。白老の2-3の第5条の1行目に議長となっていますけれども議長等、2項も議長等の等が抜けていると思いますので、案ですからこれは皆さんと十分に議論をしていきたいと思います。

それでは、高橋局長から、ご説明いただきました事例そして白老町の案も含めて質疑や議論をお 持ちの方、挙手の上お願いいたします。

前田委員。

○委員(前田博之君) 一つは、宝塚市を見ているのだけれども、質疑が終わった後に討論しています。これは、一つとすれば実施要項にも入ってくるのだけれども自由討議、議長か動議で成立して自由討議して、もし討論に入って賛成とか反対とか取る前提とした上の討議になってくるのですか。討議したけれど、今のうちでは事前に予算でも反対するのがあるから、誰が賛成するとやっているでしょう。こういう自由討議になったときに、そういういとまがあるのかどうか。なくても討議というのは成立して、討論はないというということで採決に入っていくのか。それと、もう一つ、30分というのは一人の発言ではなくて、自由討議をする全体の時間という意味なのですか。それが何人もあったときに30分以内で収めてしまうのか。延びる可能性も議長が認めればいいのだけれど。そういうのを30分にしてしまったときに、往々に規制してしまう。その辺がうちのもそうなっているのだけれども。むやみにやるという意味ではなくて。事前にそういうことも議論しておかないと、運用していて問題が出てくると思うのです。これで決めてしまえば、自由討議する人の頭数が分かってしまう、仮に3分とか2分とか言ってはいるけれども、それでせっかくの自由討議が済むのか。実際にどうなってくるのか私もよく分からないのだけれども。

〇委員長(小西秀延君) それこれは、あくまでも案でたたき台ではありますので、一般的な考え 方として局長からお願いいたします。

高橋事務局長。

○事務局長(高橋裕明君) まず、この自由討議の実施についての論点としては今、前田委員が言われたとおり、この自由討議の取り扱いを本会議中にするのか、ほかの休憩みたくして全員協議会みたいな形でやるのか。うちのルール上は今、本会議中になっています。それを変えるかどうか落ちう議論が一つ。

それから、時間はいろいろ見た中では目安なのです。1時間と決めたら大体1時間みんなやって

しまうでしょうし、30分といったら40分やろうがそれはいいのですけれども、時間はやっぱり目安です。

回数については、原則で2回程度とか一人の人が何回も話すということは望ましくないだろうということで決められているということで、そういう回数だとか時間はある程度、目安として決めているのかというのが、ほかのいろいろ事例を見たときの印象です。

正式な討論に入ってくるという、その件については結構、議事録を見たのだけれども事前に用意して用紙化してやる討論が多いですけれども、私が見た限りでは以外と用紙なしでやっている形が多いという印象を受けたのです。ですから、質疑、自由討議を経て自分なりの結論を持つということで事前にありきではなくて、討議結果を踏まえて結論づけるというのが本来の在り方かと思いました。

〇委員長(小西秀延君) あくまでも一般論ですから、これから皆さんと議論して白老の要項を定めていくのか、また自由討議というのはなくてもいいのではいいのかといえば、外さないといけないのか、その辺も含めて論点いくつか局長がおっしゃってくれましたが、その点についても皆さんからご意見をいただきたいと思います。

氏家副議長。

〇副議長(氏家裕治君) 私もこの自由討議についての実施要項などを見せてもらって、笠岡市の 第2条の部分だとか第4条の部分、あくまで自由討議というのは問題点を浮き彫りにして様々な観 点から論点を整理して議員間の中で理解を深める。自分はこう考えているのだけれども、皆さんど うですかという形の中での深め合える、そうすることによって論点を導き出していくというやり方、 そういったところに基本がおかれているのだろうと、局長が言うように最終的な討論などという部 分については、あらかじめ用意されたものを読み上げるのではなくて、その中で出された思いとい うものを例えば討論の中で、それが自然な流れだと思うのです。発言者について第4条にも書かれ ているとおり、発言する人間というのは自らの意見及び考えを積極的かつ丁寧に述べるとともに他 の議員又は委員の意見に対しても真摯に耳を傾けると。耳を傾ける中で自分は今までこう感じてい たけれども、確かにそういう考え方もあるなという、そういったものを導き出すための自由討議だ とか自由討論だと、そういったことについて提起されるということはすごくいいことだし。話はず れるかもしれないけれども、前段に全員協議会の在り方だとかいろいろ議論されてきたけれども、 その中でもいろんなことの議論が積み重なって、本会議場での自由討議がなされるのだとすれば、 もっともっと質の高いものになってくるのかと思いました。こういった形の中で要項が設定される というのであれば、ある程度時間の設定だとかそれに付随して、議長が定める限りではないという 形の中でも一筆もありますので、そういった形の中で設定していくのは必要なのかと思います。

〇委員長(小西秀延君) 及川委員。

○委員(及川 保君) 委員長がおっしゃった今の規定としてはあるのだけれども、削除する手もあるという説明もされましたけれども、私はそうではなくて副議長がおっしゃっていたように前向きに今、何が問題なのか議長が先ほど提言された部分もありましたし、少しでも改善につなげる議会としての役割を何なのだということをしっかり一人一人が受け止めて会議に臨み、一つ一つの議案を真剣に議論していくことが議会の議員としての努めなのだろうと。であるならば自由討議をし

っかりと改善しながらやっていこうと私は思うのですけれども。皆さんのご意見を伺いたいと思います。

〇委員長(小西秀延君) 私が言ったのは、そういう方策もあるということだけで、今の現行ではできることになっておりますので、このように議論を進めさせていただております。

○委員(森 哲也君) 今の自由討議を今後やるかやらないかでいうと、やったところの宝塚市議会の議事録を読ませていただくと、本当にこの議事録だけで各議員と面識は全くないですけれども、考えなどが議事録で分かるというのが議事録を見させていただいて感じる印象です。活発化するということは白老町議会もこういう形になると町民の方もデータベースで見ている方が多いと私は認識していますので、より私たちの考えが町民に多く伝わるのかと考えますので、自由討議については今後やり方を模索してやっていくべきだと思います。

〇委員長(小西秀延君) ほかに質問、ご意見等ございますか。ウの実施要項策定の必要点協議という形も一緒になってしまうかと思いますが。

高橋事務局長。

森委員。

○事務局長(高橋裕明君) ウの協議の内容なのですが、いろんなところの事例を見て、30分だとか2回とかというのがあるから、たまたま今回の案で入れただけで、本来は白老町の今日追加した参考資料の運営基準の9項から13項これが今、運営されている内容ですから。ここには時間も回数も制限を加えないのが原則とするとか書いているので、大きくいうと新しく出した実施要綱案か今、現在生きている運営基準でいくのかという論点が一番はっきりするのかと思います。

○委員長(小西秀延君) 新たに今、論点として局長からご提示をいただいておりますが、運営基準においては自由討議は発言の時間や回数に制限を加えないというのが原則として今のところ決まっておりますが、もしそれを時間や回数を実施要項に入れるのであれば、ここも少し変更しなければならないのかということも議論の一つになるかと思います。ただ、先ほども考え方として言わせていただきましたが、論議の効率化というのも念頭において、無制限にやるというのはいかがなものかというのも一般的にはあるのかと思いますが、その辺も皆さんから意見をいただいて、議論を進めていきたいと思います。

前田委員。

○委員(前田博之君) 私は今、委員長が話しのあった基準運営上、時間制限とかも必要だと理解するのだけれども。それを定めてしまうと逆にそこに主がいってしまうのです。議論の白熱ではなくて。そうすると、局長も言った白老町議会運営基準の11を最も原則とすると、ただしありますから、議長や委員長が議事整理権で整理ができると制限を加えれるという項目で若干抑えたほうがいいかと思います。ただ、発言する人は今、委員長が言ったことも理解して質問して討議していきますから、あまり子供みたく学校の規則みたく時間から何から決めてがんじがらめにするのは大人ではないと思うのです。そういうところから脱皮して、自由の中に一つの自立があって然るべきだと思うので。私は一つ制限を加えれば議長や委員長が議事整理権の中でできるのだということだけをしておけば、そのときの雰囲気を見て意味のないだらだらだらして論点も整理のない質問をしたら抑えればいい話ですから、逆に言われたことに対してその人も反省すると思うのです。ただ、

2回、3回目だから駄目だというと抵抗が逆にあるのです。そういう資質を図るためにも議事整理権を入れた中でやっていけるというほうが私はもっと自由的かと思います。

〇委員長(小西秀延君) ほかの方も、ご意見あればどうぞ。 吉谷委員。

○委員(吉谷一孝君) 今の前田委員のご意見なのですが、委員長、議長に議事整理権を持って会議をまとめてもらうというお話があったのですが、私も委員長をやらせていただいている立場から正直そこについては委員長の議事整理権と言いながらも基準がなければ発言に対して制限するというのは難しいのです。議員に対しての権利ですから。その権利を整理権があるからといって回数だとか時間だとか、そういうものをある程度、逆に定めた中で委員長なり議長の議事整理権で追加してもらうとか時間を延長してもらうとかということは可能であっても、逆にそれがないものについて議事整理権で止めるというのは難しいのではないかと思うのですが、皆さんその辺についてどのように考えているかお聞かせいただきたいと思います。

〇委員長(小西秀延君) 前田委員そして吉谷委員から時間や回数というご意見をいただいていますが、それについてご意見等お持ちの方はいらっしゃいますか。

松田議長。

○議長(松田謙吾君) 答弁次第なのです。答弁をきちんとすれば、1回でいいはずなのです。答 弁がきちんとしないから納得しないだけで、これは何回言ってもやってもいいと思うのです。納得 しないわけですから。答弁が悪いのです。質問が悪いのではなくて、答弁が悪いのです。だから、 それはその委員長の裁量でやればいいのです。もっときちんと答弁しなさいと。答弁が悪いから何 回も聞くと思います。

〇委員長(小西秀延君) 氏家副議長。

○副議長(氏家裕治君) いずれにしても、この要項の中で自由にしっかりとした議論を進めていこうという気持ちは皆さん一緒だと思うのです。議長それから常任委員会の委員長、特別委員長の裁量権の中で仕切ってもらうというのもなかなか難しいことなのかと思ったりもします。討議の議員間の中でも2回まで3回まで聞けるのだと、聞いた中でもう少し聞きたいと、もう少し議論したいということであれば、そこを例えば常任委員長、議長にいいですかということで聞くことの裁量権、そういったものがあったほうが私はいいと思うのです。そうしないと、いくら議長それから常任委員長、特別委員長にしても、なかなかそこまでの議会を仕切るということが難しいと思いますし、またそれが熟練して熟成してきたときには前田委員の言われる、そういった範疇ではなくて議員間の中でしっかりと整理できるようになれば、そういうやり方もいいかと思いますけれども。要項はいくらでも直せるものでしょうから、試行的にやってみようと思うのであれば今、吉谷委員が言われた部分のそれが2回なのか3回なのかは別にしても、ある程度の制限の中で議長それから常任委員長、特別委員長に裁量権を持って会議を仕切ってもらうという形がいいと思うのです。

〇委員長(小西秀延君) 前田委員。

○委員(前田博之君) 私は前段、議長がお話しされた部分の自由討議ではなくて、町とのやる部分については言っているとおりだと思います。 3回とは言っているけれども、それ以上でもいいということも。私が言いたいのは自由討議です。議員間同士なのです。一つの規律の上でやるという

のは大前提だから、自分たちがお互いに言っていることを理解したい、理解してもらうというのに本質的な目的があるのにはじめから回数制限とか、自分たちでそう言ってやりましょうと言っているのに、その辺の理解度というか、自分たちで自由討議しましょう、ここに書いてあるとおりのことをしましょうと言っているのに、規則要項で時間制限してしまうということが本来の討議という趣旨、目的からいくとどうなのかと。前段の議長がお話しされた議会と行政側との質疑することが延長線上で、それが議事整理つかなくなったら困るからやってしまえという話になるのかと思うのです。議員同士の信頼関係、論点整理したときにどうかとい部分は2回あるいは時間を決めた、それでいいのかと思うのだけれども。決めたら決めた中でやらざるを得ないと思うのだけれども。本質的なものだけは私はお話ししておきます。やるのであれば以内ではなくておおむねとか、ある程度弾力的な文言にしたほうが自分たちのものですからいいのかと思います。

〇委員長(小西秀延君) 氏家副議長。

○副議長(氏家裕治君) 氏家です。私は前田委員の言われることはそのとおりだと思うし、討議というのは自由な討議だから本質的にはそのとおりだと思います。ただし、例えば本会議場の中で自由討議をする、1日朝までやっていていいというのではなくて、本会議場での自由討議それを議長なり常任委員長、特別委員長が例えば私と前田委員がいろんな議論を交わして、聞いている方がいらっしゃるでしょう。私はどうしたらいいのだろうという気持ちで。その議論というのが私が10回質問して10回答えて、でもそれって同じことを何回も聞いているのではないかと、委員長から言われても仕方ないことがある、ただ自分が白熱しているから違う、こうなのだああなのだとなってしまうかもしれない。でも本質的な論点というのはその中で絞られてきている、回数を重ねることがいいのかどうかとい部分も含めて考えたときに、ある一定の回数的な部分をしっかりとした論点を整理して討議をしていくことが、本会議場での自由討議の在り方なのかと思いますので、先ほどは言わせてもらいました。とりあえず、試行的にやってみるのであれば、議長だとか場を仕切る委員長の負担にもならない状態の中でやっていくことが、一つのやり方として必要かと思うものですから、先ほど言わせていただきました。要項の中で例えば試行的にやってみましょうというのであれば、そういう形の中でスタートしたほうがいいのかと思ったので言わせていただきました。

〇委員長(小西秀延君) 前田委員のご意見の中でも、大むねという書き方もできるかと思います し、それは皆さんと協議していければいいかと思います。

ほかにご意見等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小西秀延君) 今日、白老の案も含めて全部決定していこうというと時間が足りないかという認識を持っています。皆さんからご意見をもらって、委員の方々はこの件についての論点は整理ができたかと思いますので、会派でもある程度協議をしていただいて、できうればそれを持ち寄って次回以降で進む方向を決めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。そのような進め方でよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長(小西秀延君) それでよろしければ今、ご説明したとおりの進行を進めてまいりたいと 思います。 続きまして、 ②の機関機能の検証ということで高橋局長からお願いしたいと思います。 高橋事務局長。

○事務局長(高橋裕明君) 今日の時間で結論づけるということはなかなかいかないと思いますので、出した事項の説明だけさせていただきたいと思います。今回の機関機能の検証というのは、主には今まで持っている白老の議会としてのルールとか運営基準、それの見直し、点検をするというのが主な趣旨なのですけれども。その中で事務局として、資料3で示しましたけれども、運営基準の中で直さないといけない点が幾つかありまして、それを整理させていただいたものであります。ファイルあると思うのですが、これを参照しながら運営基準の1ページになるのですけれども、議会の呼称と1節にあります。議会の呼称は何年白老町議会定例会○○月会議と書いているけれども、全部○で統一して○年としたほうがいい印象があったのでその点。2行目に町議会第○回定例会○○会議と書いているのですけれども、今は○○月会議、何月会議と言っていますので、上段には月があるのですけれども、下段には月がなかったので、そういう修正が必要かと思います。

次に6ページ第2章、第2節、議案の説明。議案の説明の中で、議会が提案する議案は議会事務局長が説明を行う。ただし、議員が発議する議案は発議者が行うという12項目めにあるのですが、現在の議案説明会は町が提出した議案だけの説明会を行っていますので、現状と合わないということがありますので、これについての検討が必要かと思います。議会発議の議案も議案説明会でやるのかどうかです。

次が第5章、第2節、13ページ、14ページなのですが、14ページの⑧に開発公社等とあるのですが、今これが存在しないので削除すべきかという点があります。

次が第6章、第2節の第7項目め、17ページです。代表質問、一般質問の通告はおおむね7日前となっていますけれども、現状から見ると今は10日前なのです。これに変更が必要かどうか。それと質問の内容を具体的に記載しなければならないの具体的なところを検討が必要かと、どの程度を通告書けばいいのか差が出てきていますので。

次が第7章、第4節、表決、これは単純に字句のものですが、16項目めの③に議員の修正案と委員会の修正案で共通部分がない場合議員となっていますけれども、場合に点を入れるという修正です。

次に第8章、第2節、特別委員会の10項目めです。これも単純に字句なのですが、特別委員会の 選任はとなっていますけれども、特別委員会委員の選任は、こういうものがいろいろあるので。当 日行のを原則にするというところを、当日に行うにしたほうがいいのではないか。

それから、第2章の12項目、第4章の17項目は今、広報広聴小委員会で検討されていますが、運営基準には報告会は5月をめどに、17項目には懇談会は9月下旬をめどにと明記されておるのです。 この辺の変更、小委員会の検討待ちなのですが、それも変更の必要があるのではないか。

次に10章の2項、議員の研修、海外視察に関することとなっているのです。もうないので海外を 取ってしまって視察に関することでいいのではないかということがあります。

次に12章、意見書・決議書等で4項目め、今年あった件なのですが、意見書の提出、これは議会 運営委員会で協議して全会一致で出すというのが原則になっていますけれども、調整が困難な場合 は議会運営委員長から議長に申し出て、会派代表者会議を開催し再調整するというくだりが改正す る必要があるのかどうかです。

最後に14章、会議録の1項目め、これは単純に訂正漏れなのですが、本会議における会議録は議案説明会を開催し、説明した議案にあっては会議規則99条、第15号と書いていますけれども、会議規則が変わっていますので106条になっているのです。この字句の訂正です。一応、事務局で気づいた点は議会運営基準ではこういう点だったのですが、ほかにあればその点も一緒に協議を行いたいということなので、次回に向けてはこの運営基準の見直しがほかにないかどうか。ほかに議会の条例規則、要綱の一覧をつけていますけれども、その中で見直しする必要があるものがあれば出していただきたいと思っています。今の事務局の考え方なのですけれども、広報広聴小委員会で例えば出前トークとかそういう議論されていますけれども、出前トークの実施要項をつくった場合は運営基準から外したほうがいいと思うのです。先ほど議論していた、自由討議も自由討議の要綱をつくれば運営基準の部分はいらなくなると思うのです。そういう考えで整理していきたいと考えております。

○委員長(小西秀延君) ありがとうございます。この前、視察があって白老町議会の通年議会の 実施要綱も、第4条なのですが再開する月を関して平成○○年白老町議会定例会○月会議となって いるので、字句の整理ですけれども、平成というのを直さないといけないかと思います。

ほかに会派で自由討議を持ち帰ってやってもらうときにでも、気づいている方とかいらっしゃったら、こちらも合わせてやっていきたいと思います。今の関係のご説明のあったところで質問等ございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇委員長(小西秀延君) 次回もこの機関機能の検証も引き続き、方向性を出していきたいと思いますので、そのように進めてよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長(小西秀延君) それでは、3番のその他に入ります。次回の開催予定ですが、現在のと ころ8月27日木曜日、13時30分から定例会9月会議の一般質問の件で皆さんに集まっていただきま して、議会運営委員会を開催したいと思っておりますが、これでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小西秀延君) それでは、ほかにその他をお持ちの方はいらっしゃいますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎閉会の宣告

〇委員長(小西秀延君) それでは、以上をもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

(午前11時53分)